

令和5年4月25日

貸切バス事業者を対象に輸送安全確保のための 事業者講習会及び街頭監査を実施します！！

— 車両の点検整備・運転者の健康管理・安全運行の徹底 —

貸切バス事業は、新型コロナウイルス感染症の影響拡大により著しく需要が減少し影響を受けていたところである一方で、今後、同ウイルスの感染症法上の位置づけが5類に移行することが見込まれており、これにより行動制限等が適用されないことからゴールデンウィーク、さらに夏に向けて観光需要が回復していくことが予想されます。

このため、稼働率が低くなっていた貸切バス事業者が、今後の需要回復期に向けて本格的に事業を再開するにあたり、安全を軽視することなく事業を実施してもらうよう対策を講じることを目的に、以下により、貸切バス事業者を対象に事業者講習会及び街頭監査を実施し、輸送の安全の確保を図ります。

【事業者講習会の概要】

- ① 実施時期：4月下旬～7月中旬
- ② 対象者：貸切バス事業者の運行管理者等
- ③ 講習内容：
 - ・運転者に対する指導監督の実施
 - ・健康管理の重要性
 - ・車両の点検整備の実施 等

【街頭監査の概要】

- ① 実施時期：4月下旬～7月中旬
- ② 実施場所：観光施設（駐車場）、主要駅、空港等

《お問い合わせ先》

【事業者講習会】

自動車技術安全部保安・環境調整官：関、吉田
TEL:011-290-2754

【街頭監査】

自動車交通部自動車監査官：笹治、高橋
TEL:011-290-2744